

## 北名古屋市キャッシュレス決済端末等導入業務仕様書

### 1 業務の目的

北名古屋市（以下「本市」という。）行政窓口における各種事務手数料の支払いについて、現在は現金取扱のみであるため、キャッシュレス決済サービスを導入し、支払いの選択肢を増やすとともに、連動する自動釣銭機及びそれらを統括的に管理するPOSシステムを併せて導入することで、窓口手数料支払い全体の所要時間を削減し、窓口を利用する全ての市民の利便性向上及び会計業務に係る職員の負担軽減を図る。

### 2 履行期間

#### (1) 履行期間

契約締結の翌日から令和12年9月30日まで

#### (2) 導入・構築期間

契約締結の翌日から令和8年9月30日まで

#### (3) 運用及び指定納付受託業務期間

令和8年10月1日から令和12年9月30日までとする。

※令和8年10月1日（木）より運用を開始するため、機器の設置・設定・動作確認・操作研修等は履行期間中に余裕を持って実施し、運用開始日からの円滑な運用を行えるようにすること。

### 3 導入機器及び履行場所

(1) 自動釣銭機付きPOSシステム及びキャッシュレス決済システム 1台  
市役所東庁舎1階 市民課事務室

(2) 自動釣銭機付きPOSセミセルフシステム及びキャッシュレス決済システム 1台  
総合体育館1階 窓口

(3) キャッシュレス決済システム 各1台（計7台）  
市役所東庁舎1階 会計課（東）、市役所東庁舎3階 生涯学習課、市役所西庁舎1階 会計課（西）、市役所西庁舎1階 税務課、市役所西庁舎2階 環境課、文化勤労会館1階 窓口、歴史民俗資料館（図書館3階） 窓口

### 4 機器機能要件

本業務において導入する機器構成及び必要台数は、上記3のとおりとする。ただし、提案内容により同等又はそれ以上の機能を有するものであれば、見積上限額の範囲において、構成及び台数を限るものではない。なお、いずれの場合においても、具体的な機器構成については企画提案書により提案すること。

#### (1) POSシステム

導入するPOSシステムは、以下の機能を有すること。なお、POSシス

- テムで使用するインターネット回線は本市が準備する。ただし、通信機器と接続するための通信ケーブル（LANケーブル）は受注者が用意すること。
- ア タッチ操作に対応し、キーボードレスで運用できること。また、必要に応じてスタンド等を準備すること。
- イ キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- ウ 導入するキャッシュレス決済端末及び自動釣銭機と連動し、POSシステムとキャッシュレス決済端末で金額の二度打ちが発生しないこと。
- エ 手入力等により、キャッシュレス及び現金以外（定額小為替等）での取引が可能なこと。
- オ POSシステム上の操作により、両替できる機能を有していること。
- カ 窓口で取扱う手続名（手数料等名）及び料金等のマスタ情報を設置窓口ごとに300件以上設定できること。また、タブ分割、色分割等により、任意の科目ごとの管理が可能であること。
- キ マスタ情報は、職員により任意に登録・変更が可能であること。なお、CSV登録等の方法により一括での登録・変更処理が行えるとともに、反映日時を任意に指定することが可能であることが望ましい。
- ク 各種取引データを集計する機能を有すること。また、集計データは、CSV形式で随時取得することが可能であること。
- ケ POSシステムのデータは、クラウドサーバに長期保管されること。
- コ 複数の取引において保留でき、かつ、任意の保留取引を呼び出して決済が可能であること。
- サ 決済誤り時の取消及び訂正等を行う機能を有しており、その内容が集計に反映されること。
- シ キャッシュレス決済等の通信障害が発生した場合でも、現金決済等の会計業務を継続できること。また、ソフトウェアに障害があった場合でも、処理済みの取引データに影響を及ぼさず、復旧後に問題なく取得できることが望ましい。
- ス カスタマーディスプレイを有すること。
- セ レシート印字が可能なサーマルプリンタが付属されPOSシステムと連携し、バーコード等が印字できること。また、出力されるレシートに印字される表記は、取扱った項目を印字するほか、現金の場合は領収書、キャッシュレス決済の場合は利用明細書など、本市の指定で変更できること。なお、レシート用ロール紙は20巻を導入費用に含めること。
- ソ 総合体育館は、セミセルフに対応すること。
- タ 機器の保守は、5年保守パック又は5年延長保証とする。ただし、5年保守及び5年延長保証等が無い機器については、企画提案書に記載又は、別途、提案すること。

## **(2) 自動釣銭機**

- 導入する自動釣銭機は、以下の機能を有すること。
- ア 外形寸法は、以下を満たすものであること。  
490（幅）×600（奥行）×130（高さ）以内
- イ 紙幣及び硬貨の最大収容枚数は、以下を満たすこと。

- 一万円札・五千円札・二千円札：計100枚以上
- 千円札：200枚以上
- 硬貨（全6種）：各100枚以上
- ウ 機器内部の現金残高及び金種ごとの収容枚数について、ディスプレイ表示等により確認が可能であること。また、釣銭の不足時には、補充を案内する機能を有すること。
- エ 導入するPOSシステムと連動しており、POSシステム側で釣銭排出等の操作が可能であること。
- オ 釣銭の取り忘れを防止する機能（ランプ・アラート音等）を有すること。
- カ 紙幣においては約20枚以上、硬貨においては約50枚以上の、一括での入金が可能であること。
- キ 一万円札、五千円札及び千円札は、令和6年7月改刷の新紙幣及び一世代前の旧紙幣に対応していること。また、五百円硬貨は、令和3年11月改鑄の新硬貨及び一世代前の旧硬貨に対応していること。
- ク 総合体育館は、セミセルフに対応すること。
- ケ 機器の保守は、1年以上とする。

### **(3) キャッシュレス決済端末**

- 導入するキャッシュレス決済端末は、以下の機能を有すること。
  - ア タッチ決済リーダー、接触ICリーダー、シングルヘッド又はデュアル磁気リーダーが1つの端末に搭載されていること。また、PIN入力に対応しており、コード決済用の読取カメラが搭載されていること。
  - イ キャッシュレス決済手段を支払者が自ら選択できること。
  - ウ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
  - エ 支払金額と回数を入力でき、カード決済承認番号が即時取得可能であること。
  - オ 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止措置を有すること。
  - カ プリンター機能を有し、支払者及び本市双方の利用控えを発行できること。また、用紙の交換補充等が簡便で、任意のタイミングで可能であること。なお、レシート用ロール紙は90巻を導入費用に含めること。
  - キ キャッシュレス決済の取消・返金機能を有すること。
  - ク PCI-DSSの現行基準に準拠した、カード情報非保持型の機種であること。
  - ケ 認証時等のカード情報や暗証番号の通信については、暗号化される機能を有すること。
  - コ 通信はSIMカード等の無線機能を有すること。なお、通信費は運用費用に計上すること。
- ※履行場所7か所には、インターネット環境は整備されていない。
- サ キャッシュレス決済手段は、以下に対応すること。

- (7) クレジットカード  
VISA、MasterCard、JCBを含む3社以上

- (イ) 電子マネー（交通系含む）  
楽天Edy、QUICPay、Suica、manaca を含む4規格以上
  - (ロ) スマートフォン決済（二次元コード決済）  
PayPay、楽天Pay を含む3規格以上
- シ 機器の保守は、5年保守とする。ただし、5年保守が無い機器については、企画提案書に記載又は、別途、提案すること。

## 5 指定納付受託者

地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

### (1) キャッシュレス決済事業者の提案

提案事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、決済事業者を企画提案書で提案すること。

### (2) 指定納付受託業務の方法

ア キャッシュレス決済の立替金については、原則、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに本市が指定する口座（別段預金）に納付するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途、企画提案書で提案すること。

イ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

ウ 立替金の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。ただし、この対応ができない場合は、別途、企画提案書で提案すること。

エ 立替払いをした交付手数料については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として明細を添えて本市に請求するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途、企画提案書で提案すること。

オ 立替金、手数料ともに、消費税計算において1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

## 6 操作研修等

### (1) 操作研修

ア 機器等の操作研修については、市役所西庁舎及び東庁舎において実機を用いて実施するものとし、研修回数は提案によるものとする。

イ 運用開始日に間に合うよう令和8年9月30日までに実施すること。

ウ 職員が交代制で受講することに配慮した日程とすること。

### (2) 操作マニュアル

自動釣銭機付きPOSシステム及びキャッシュレス決済システムの操作マニュアルに加えて障害発生時の対応マニュアル等を紙媒体及び電子データで提供すること。また、操作マニュアルは常に最新のものを提供すること。記載内容、媒体及び納品方法については、本市と協議の上、決定すること。

## 7 納入・設置

- (1) 納入する機器は、新品であること。
- (2) 設置箇所を事前に調査し、納品する機器一式の寸法等をふまえ、設置場所の実情等に応じた方法で設置すること。
- (3) 搬入作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状に復旧させること。また、養生を十分に行い、既存施設を損なうことのないようにすること。
- (4) 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。

## 8 守秘義務等の遵守

- (1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、履行期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

## 9 追加提案

本仕様書に規定された事項以外で、本市に有益である機能等があれば、記載すること。なお、記載する内容は本業務内で実施すること。

## 10 協議等

本業務の実施について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議の上、決定する。